

公認スキーバッジテスト規程

(定義)

第1条 公認スキーバッジテストは、技術レベルを知ることで進歩の喜びを実感し、技術を高めることを目的とする技能テストである。

(バッジテストの種類)

第2条 公認スキーバッジテストは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) プライズテスト

(2) 級別テスト

(3) ジュニア検定

(4) 夏期バッジテスト

(5) オンラインバッジテスト

2 前項(4)(5)については、別に定める。

(指導活動の禁止)

第3条 公認スキーバッジテストは技能テストであるため、指導者資格と異なり、取得者はスキーの指導活動を行うことができない。

(テストの成立)

第4条 公認スキーバッジテストの成立は、各テストで定められた種目を全て実施した場合認める。テストが成立しなかった場合は、中止又は延期する。

I プライズテスト

(趣旨)

第5条 クラウンプライズテスト及びテクニカルプライズテスト(以下「プライズテスト」という。)について、必要な事項を定める。

(実施)

第6条 プライズテストは、本連盟の主催主管又は加盟団体の主管で行う。

2 加盟団体長が特に認めた場合、所属団体又は本連盟公認スキー学校に委託することができる。

3 加盟団体が単独で行うことができない場合は、他の加盟団体と合同で開催することができる。

4 加盟団体の主管は、日本国内のみの実施とし、本連盟主催主管は日本国外での実施も可能とする。

(公示)

第7条 プライズテストの実施要項は、本連盟の主催主管は本連盟が公示し、加盟団体の主管は主管加盟団体が公示する。

(検定員)

第8条 プライズテストは、本連盟教育本部長又は主管加盟団体長から委嘱された、有効な公認スキー検定員資格を有する主任検定員及び検定員が実施する。

2 主任検定員は、テストを監督する責任があり、テスト会場となるスキー場にいること。

3 主任検定員及び検定員の資格要件と人員は別表のとおりとする。

(会期)

第9条 プライズテストの会期は、実技種目テストのみ1日を原則とし、天候の状況、受検者数の多少等特別の事情により変更することがある。

2 受検会場及び同一年度内の受検回数については制限しない。

(テスト基準及び実施要領)

第 10 条 プライズテストは実技のみとし、テスト基準及び実施要領は、別に定める。

(受検資格)

第 11 条 プライズテスト受検者は、次に掲げる各号に該当しなければならない。

- (1) プライズテストは年齢制限を設けない。
- (2) 受検する年度の本連盟会員登録を完了していること(暫定会員含む)。
- (3) テクニカルプライズテストを受検する者は、スキー級別テスト 1 級を取得していること。
- (4) クラウンプライズテストを受検する者は、スキーテクニカルプライズを取得していること。
- (5) 各プライズの事前講習 2 単位・4 時間をテスト受検までに修了し、事前講習修了証により証明されること。
- (6) 事前講習修了証の有効期間は、受講年度のみとする。

(受検手続)

第 12 条 プライズテスト受検者は、本連盟又は主管加盟団体の示す要項により、受検申込書に検定料を添え、所定の期日までに提出しなければならない。

2 受検願書提出後は、テストを中止した場合を除き、検定料は返還しない。

(合格者の手続)

第 13 条 合格者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料を納入して、合格証及びバッジの交付を受けなければ有効とならない。

(結果の報告)

第 14 条 主管加盟団体長は、実施したテスト結果を集計し、所定の報告書に記入の上、5 月 31 日(土日祝日の場合は前営業日)までに本連盟に報告しなければならない。

II 級別テスト

(趣旨)

第 15 条 級別テストについて、必要な事項を定める。

(実施)

第 16 条 級別テストは、本連盟の主催主管又は加盟団体の主管で行う。

2 開催を希望する公認スキー学校、公認スキー教室、所属団体及び加盟団体長の認める団体は、12 月 15 日(土日祝日の場合は前営業日)までに加盟団体長の承認を得る。また、12 月 15 日までに申請が間に合わなかった場合は、2 月 15 日(土日祝日の場合は前営業日)までに加盟団体長の承認を得る。

3 3 級、4 級及び 5 級は、加盟団体長又は地区連盟のある地域は、地区連盟長の承認を得て随時開催できる。

4 加盟団体の主管は、日本国内のみの実施とし、本連盟主催主管は日本国外での実施も可能とする。

(公示)

第 17 条 級別テストの実施要項は、本連盟の主催主管は本連盟が公示し、加盟団体の主管は主管加盟団体が公示する。

(検定員)

第 18 条 級別テストは、本連盟教育本部長又は主管加盟団体長から委嘱された、有効な公認スキー検定員資格を有する主任検定員及び検定員が実施する。

2 主任検定員は、テストを監督する責任があり、テスト会場となるスキー場にいること。

3 主任検定員及び検定員の資格要件と人員は別表のとおりとする。
(テスト基準及び実施要領)

第 19 条 級別テストは、スキーの実技について行い、1 級から 5 級までの 5 段階に分け、そのテスト基準及び実施要領は別に定める。

(受検資格)

第 20 条 級別テスト受検者は、次の各号に掲げる事項に該当しなければならない。

(1) 級別テストは年齢制限を設けない。受検者は、希望する級を受検することができる。ただし、1 級受検者は 2 級取得者またはスーパージュニア認定者でなければならない。

(2) 1 級受検者は、事前講習 1 単位・2 時間をテスト受検までに修了し、事前講習修了証により証明されること。

(3) 事前講習修了証の有効期間は、受講年度のみとする。

(受検手続)

第 21 条 級別テスト受検者は、受検申込書に、氏名、年齢、住所、既得級及び受検希望級等を記入の上、検定料を添えて、開催団体に提出する。

(合格者の手続)

第 22 条 合格者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料を納入して、合格証及びバッジの交付を受けなければ公認として有効とならない。

2 級別テスト 1 級合格者で、本連盟に未登録の者は、当該年度の暫定登録をしなければならない。

(結果の報告)

第 23 条 級別テストを実施した開催団体長は、テスト終了後、直ちに実施したテスト結果を所定の報告書に記入の上、加盟団体長に報告しなければならない。

2 主管加盟団体長は、実施したテスト結果を集計し、所定の報告書に記入の上、5 月 31 日（土日祝日の場合は前営業日）までに本連盟に報告しなければならない。

Ⅲ ジュニア検定

(趣旨)

第 24 条 ジュニア検定について、必要な事項を定める。

(実施)

第 25 条 ジュニア検定は、本連盟の主催主管又は加盟団体の主管で行う。

2 開催を希望する公認スキー学校、公認スキー教室、所属団体及び加盟団体長の認める団体は、加盟団体長の承認を得るものとする。

3 加盟団体の主管は、日本国内のみの実施とし、本連盟主催主管は日本国外での実施も可能とする。

(公示)

第 26 条 ジュニア検定の実施要項は、本連盟の主催主管は本連盟が公示し、加盟団体の主管は主管加盟団体が公示する。

(検定員)

第 27 条 ジュニア検定は、本連盟教育本部長又は主管加盟団体長から委嘱された、有効な公認スキー検定員資格を有する主任検定員及び検定員が実施する。

2 主任検定員は、検定を監督する責任があり、検定会場となるスキー場にいる

こと。

- 3 主任検定員及び検定員の資格要件と人員は別表のとおりとする。
(テスト基準及び実施要領)

第 28 条 ジュニア検定は、スキーの実技について行い、ジュニア検定ターンチャレンジ（以下「ターンチャレンジ」という。）、ジュニア検定タイムチャレンジ（以下「タイムチャレンジ」という。）ともに 1 級から 6 級までの 6 段階に分け、その検定基準及び実施要領は別に定める。

- 2 ジュニア検定の実施については、ターンチャレンジもしくはタイムチャレンジどちらか一方の実施、または両方の実施ができる。どちらを実施するかについて、開催団体が決定し、受検者に対して事前に告知する。

(受検資格)

第 29 条 ジュニア検定受検者は、12 歳以下（小学生以下）とする。

(受検手続)

第 30 条 ジュニア検定受検者は、受検申込書に、氏名、年齢、住所、既得級及び受検希望級等を記入の上、検定料を添えて、開催団体へ提出する。

(ジュニア検定 1 級から 6 級の合格者の手続)

第 31 条 合格者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料を納入して、合格証及びバッジの交付を受けなければ有効としない。

(スーパージュニア)

第 32 条 ターンチャレンジ 1 級と、タイムチャレンジ 1 級に両方合格した者は、申請により所定の手続きを経て、スーパージュニアに認定する。

- 2 ターンチャレンジ 1 級所持者が、タイムチャレンジ 1 級を受検する際、その合格証を提示して受検し、タイムチャレンジ 1 級に合格した際は、スーパージュニアを申請することができる。
- 3 タイムチャレンジ 1 級所持者が、ターンチャレンジ 1 級を受検する際、その合格証を提示して受検し、ターンチャレンジ 1 級に合格した際は、スーパージュニアを申請することができる。
- 4 スーパージュニアの認定手続きは、二つ目の 1 級を受検し、合格した開催団体によって行う。
- 5 ターンチャレンジ 1 級と、タイムチャレンジ 1 級に両方合格し、スーパージュニアの認定を希望する者は、二つ目の 1 級を受検し、合格した開催団体に、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料を納入して、認定証及びバッジの交付を受けなければ有効としない。
- 6 二つ目の 1 級受検当日に一つ目の 1 級合格証を持参しておらず認定を希望する場合は、二つ目の 1 級を受検し、合格した開催団体に、合格後速やかに証明し、認定の手続きを行う。申請期限は、合格したシーズンの 4 月 30 日迄の二つ目の 1 級を受検し、合格した開催団体の稼働している日迄とする。
- 7 2025 シーズンまでのジュニアテスト 1 級所持者が、スーパージュニアを希望する場合は、二つ目の 1 級を受検する際、ターンかポールのどちらで合格したのかを自己申告し、ジュニアテスト 1 級合格証を提示し、ターンで合格した者はタイムチャレンジを、ポールで合格した者はターンチャレンジを受検し、合格した際は、スーパージュニアを申請することができる。この措置の有効期間は、2031 シーズンまでとする。

(結果の報告)

第 33 条 ジュニア検定を実施した開催団体長は、テスト終了後、直ちに実施した検定結果を所定の報告書に記入の上、加盟団体長に報告しなければならない。

- 2 主管加盟団体長は、実施した検定結果を集計し、所定の報告書に記入の上、

5月31日（土日祝日の場合は前営業日）までに本連盟に報告しなければならない。

（規程の改廃）

第34条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

昭和58年 8月	改訂
昭和59年 8月	改訂
昭和61年 5月	改訂
昭和62年 9月	改訂
平成元年 6月	改訂
平成 2年11月	改訂
平成 2年10月	改正
平成 5年 6月26日	改正
平成 7年10月13日	改正
平成 9年12月10日	改正
平成11年10月18日	改正
平成12年 9月20日	改正
平成12年10月26日	改正
平成15年 7月12日	改正
平成18年11月 1日	改正
平成19年 7月 5日	改正
平成21年 9月18日	改正
平成22年 8月31日	改正
平成23年 9月20日	改正
平成23年12月16日	改正
平成25年 7月 9日	改正
平成26年 7月15日	改正
平成29年 7月15日	改正
平成29年 8月22日	改正
平成30年 7月 2日	改正
令和 4年 9月26日	改正
令和 5年 9月14日	改正
令和 6年 7月11日	改正
令和 7年 7月 4日	改正

別表

スキーバッジテスト実施に必要な検定員資格と人員表

* 検定員資格の序列は、名誉検定員＞A級検定員＞B級検定員＞C級検定員の順とする。以降「検定員」を省略する。

* 主任検定員は検定員を兼務することができる

* 名誉検定員は検定員にはなれるが主任検定員にはなれない

* 検定員資格に「以上」がつく場合は名誉検定員を含む

テスト種別		テスト 方法	検定員の人数	主任検定員 (必置)	検定員 1	検定員 2	検定員 3	備考
プライズ テスト	クラウン テクニカル	実技 テスト	3名	A 級	B 級以上	B 級以上	B 級以上	検定員が 3 名とも B 級か名誉のときは、A 級の主任検定員をおく
級別 テスト	1 級	実技 テスト	2 名の場合	A 級又は B 級	B 級以上	B 級以上		検定員が 2 名のときは、2 名とも B 級以上（名誉含む）とする
			3 名の場合	A 級又は B 級	C 級以上	C 級以上	C 級以上	検定員が 3 名とも C 級か名誉のときは、A 級か B 級の主任検定員をおく
	2 級	実技 テスト	2 名の場合	A 級又は B 級	B 級以上	B 級以上		検定員が 2 名のときは、2 名とも B 級以上（名誉含む）とする
			3 名の場合	A 級又は B 級	C 級以上	C 級以上	C 級以上	検定員が 3 名とも C 級か名誉のときは、A 級か B 級の主任検定員をおく
	3 級～5 級	講習内 テスト	1名以上	A 級又は B 級	C 級以上			検定員が C 級か名誉のときは、A 級か B 級の主任検定員をおく
		オンライン テスト	1名以上	A 級又は B 級	B 級以上			検定員が A 級か B 級のときは、主任検定員を兼務できる
ジュニア 検定	ターンチャレンジ 1 級	実技 テスト	1名の場合	A 級又は B 級	B 級以上			検定員が A 級か B 級のときは、主任検定員を兼務できる
			2名の場合	A 級又は B 級	C 級以上	C 級以上		検定員が C 級か名誉のときは、A 級か B 級の主任検定員をおく
	ターンチャレンジ 2 級～6 級	講習内 テスト	1名以上	A 級又は B 級	C 級以上			検定員が C 級か名誉のときは、A 級か B 級の主任検定員をおく
	タイムチャレンジ 1 級～6 級	実技 テスト	1名以上	A 級又は B 級	C 級以上			検定員が C 級か名誉のときは、A 級か B 級の主任検定員をおく

令和 6 年 7 月 11 日 制定

令和 7 年 7 月 4 日 改正